

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式（技術提案簡素化型））に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和 7 年 6 月 1 3 日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 峰 潔毅

## 1. 業務概要

(1) 業 務 名 令和 7 年度 国道 5 7 号渡瀬・戸上地区外用地調査等業務（電子入札及び電子契約対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、佐伯河川国道事務所が施行する一般国道 5 7 号渡瀬・戸上地区登坂車線整備事業外に伴う用地取得のために必要な用地測量、土地評価、物件調査、再算定及び営業調査を委託するものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日～令和 8 年 2 月 2 7 日

(4) 本業務は、簡易公募型競争入札方式に準じた手続により参加希望者を公募し建設コンサルタント等を選定する業務である。

(5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、(8) 及び (9)（予定価格が 500 万円以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(6) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式 1 を分任支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ  
(<http://www.qsr.mlit.go.jp>) の入札・契約情報よりダウンロードできる。

なお、様式 1 の提出先及び受付時間は、次のとおりである。

1) 提 出 先：6. (1) に同じ。

2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

- (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
- (8) 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (9) 本業務は、予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から九州地方整備局が品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (10) 本業務は「低価格受注業務がある場合における配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (11) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (12) 本業務は、技術提案書の作成及び審査を簡素化することを目的とする「技術提案簡素化型」の試行業務である。

また本業務は、技術評価点の予定技術者評価と技術提案評価の配点比率について、技術提案評価のウェイトを大きくした配点比率とする試行業務である。

## 2. 指名されるために必要な要件

### (1) 入札参加者に要求される資格

- ① 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）を有していること。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる当該業務に関連する全ての部門（「土地調査部門」、「土地評価部門」、「物件部門」、「機械工作物部門」、「営業補償・

特殊補償部門」)の登録を受けていること。

⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合。

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(i) 株式会社の取締役（ただし、次に掲げる者を除く。）

a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(iv) 組合の理事

(v) その他業務を執行する者であつて、(i) から (iv) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1) 又は 2) と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

①同種又は類似業務の実績

平成 27 年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)

のうち、下記に示される「同種又は類似業務」の実績を有さなければならない。

ただし、土地調査部門においては用地測量、物件部門においては非木造建物、営業補償・特殊補償部門においては営業補償を含む業務とする。

- ・同種業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる当該業務に関連する全ての部門（土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門）の業務内容を含む業務とする。（1 契約あたりの契約金額が 100 万円以上の複数の業務実績により、上記の全ての部門の実績を満たす場合も含む。）
- ・類似業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる当該業務に関連する主たる部門（物件部門）の業務内容を含む業務とする。

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注 1）、特別地方公共団体（注 2）、地方公社等（注 3）、公益法人（注 4）が発注した契約金額 100 万円以上の業務を対象とする。

注 1)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に示すものに加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注 2)「特別地方公共団体」とは、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団をいう。

注 3)「地方公社等」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注 4)「公益法人」とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成 20 年 12 月 1 日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

②実績として挙げた業務評定点が 60 点以上であること。ただし、評定通知を受けていな

いたため業務成績を評価できない場合、又は「九州地方整備局用地関係業務成績評定要領」（以下「成績評定要領」という。）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。  
また、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が 70 点未満の場合は、業務実績として認めない。

- ③過去 2 年間（令和 4 年度～令和 5 年度）に完了した業務のうち、九州地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）の平均業務評定点が 60 点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく 100 万円以上の九州地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）の実績がない場合は、この限りではない。

## 2) 配置予定主任担当者に対する要件

配置予定主任担当者については下記の(1)、(3)、(4)に示す条件を満たす者であり、(2)の実績を有する者であることとする。

- (1) 下記のいずれかの資格を有する者。

[1] 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる当該業務に関連する「物件部門」に係る補償業務管理士。

[2] 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる当該業務に関連する「物件部門」に係る補償業務に関して 7 年以上の実務経験を有する者。

- (2) 下記のいずれかの実績を有する者。

主任担当者、担当技術者又は業務従事者として担当した業務の内、平成 27 年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において 1 件以上の実績を有する者。

ただし、土地調査部門においては用地測量、物件部門においては非木造建物、営業補償・特殊補償部門においては営業補償を含む業務とする。

- ・同種業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる当該業務に関連する全ての部門（土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門（主たる部門：物件部門））の業務内容を含む業務とする。（1 契約あたりの契約金額が 100 万円以上の複数の業務実績により、上記の全ての部門の実績を満たす場合も含む。）
- ・類似業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる当該業務に関連する主たる部門（物件部門）の業務内容を含む業務とする。

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注 1）、特別地方公共団体（注 2）、地方公社等（注 3）、公益法人（注 4）が発注した契約金額 100 万円以上の業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、発注者としての補償業務全般に関する指導的実務の経験 3 年以上を含む 20 年以上の実務経験を有する者も、それぞれの発注機関毎の同種業務の実績として認める。（注 1～4 は、2.（2）1）を参照）

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が 1 年に満たない場合は 1 年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が 1 年を超える毎に評価対象期間を 1 年単位で延長するものとする。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

また、実績として挙げた業務の業務評定点が 60 点以上であること。ただし、評価通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が 70 点未満の場合は、業務実績として認めない。

- (3) 公示日現在の手持ち業務量（本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。）が 2 億円未満かつ 10 件未満である者。ただし、公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く。）がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 2 億円未満から 1 億円未満に、件数を 10 件未満から 5 件未満に読み替える。その上で、配置予定主任担当者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成 24 年 3 月 30 日付け国九整達第 9 号）第 6 条第 11 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

本業務の履行期間中は配置予定主任担当者の手持ち業務量が、契約金額で 2 億円、件数で 10 件の業務量（公示日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く。）がある場合には、契約金額で 1 億円、件数で 5 件の業務量）未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない（手持ち業務が複数年契約の場合は契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を手持ち業務量として計上する。）。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本

業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①当該配置予定主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②当該配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③当該配置予定主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ④手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している  
配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、主任担当者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

- (4)過去4年間（令和2年度～令和5年度）に完了した業務について、主任担当者又は担当技術者として担当した九州地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）の平均技術者評定点が60点以上であること。

なお、2.（2）2）（2）において、評価対象期間の延長資料が提出された場合は、同様に提出資料に基づいた評価対象期間の延長を行うものとする。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく100万円以上の九州地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）の実績がない場合はこの限りではない。

また、配置予定主任担当者は、参加表明書の提出者以外の企業に所属する者を配置予定主任担当者とすることを認めない。

### 3. 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験、業務成績及び手持ち業務等を勘案するものとする。

### 4. 総合評価に関する事項

#### （1）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認め

られるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

3) 本業務は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するため以下の対策を行うものとする。

- ① 現場常駐の義務化
- ② 現地調査時の検証の義務化
- ③ 第三者の照査の義務化
- ④ 第三者照査技術者のテクリス登録不可
- ⑤ 第三者照査技術者の納品時打合せへの立会

なお、内容については、特記仕様書によるものとする。

4) 本業務が、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合は、下記対策の対象となる。

① 業務評定点が 70 点未満は、企業、主任担当者等の実績として認めない。

5) 上記において、落札となるべき評価値が同値である者が 2 人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにて落札者を決める。

## (2) 総合評価の方法

### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

### 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は 60 点とする。

### 3) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、③については本業務の予定価格が 500 万円以上の場合に評価項目とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針等
- ③ 技術提案の履行確実性
- ④ 賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝60 点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

なお、③技術提案の履行確実性を評価項目とする場合は、技術評価の得点合計及び技術



提案評価点の算出は以下のとおりとする。

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）＋（④に係る評価点）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）

4）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

5）詳細は、入札説明書による。

## 5. 品質確保基準価格

（1）品質確保基準価格を下回った場合は、「4.（1）落札者の決定方法2）」と同様の調査及び「4.（1）落札者の決定方法3）」と同一の品質確保対策を行うものである。

（2）「4.（1）落札者の決定方法2）及び3）」に記載されている「調査基準価格」は「品質確保基準価格」に、「予決令第86条の調査」は「品質確保基準価格調査」に読み替えて適用する。

（3）品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

## 6. 入札手続等

### （1）担当部局

876－0813 大分県佐伯市長島町4－14－14

九州地方整備局佐伯河川国道事務所 総務課 専門調査官（内線403）

電話0972－22－1880 FAX0972－23－2684

### （2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。

交付期間は別表1③に示す日時。

但し、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに上記6.（1）の担当部局に連絡すること。

### （3）参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者かつ上記2.（1）④に掲げる本店の登録を行っている者とする。

### （4）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

1）提出期限：別表1①に示す日時

2）提出場所：上記6.（1）に同じ。

3）提出方法：①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が10MBを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

（５）指名通知の期日

指名通知の期日は別表１②に示す日。

（６）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

１）提出期限：別表１④に示す日時

２）提出場所：上記６．（１）に同じ。

３）提出方法：①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が１０ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

（７）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

１）入札書の提出期限日時

別表１⑤に示す日時

２）入札書の提出方法

①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

②紙入札方式による場合

持参すること。

３）提出場所

上記６．（１）に同じ。

４）開札の日時及び場所

開札は、別表１⑥に示すとおり。

７．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金 免除。

２）契約保証金 免除。

（３）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 手続における交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 6. (1) に同じ。
- (7) 本業務の予定価格が 500 万円以上の場合は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 詳細は入札説明書による。

別表 1

|   |            |                                                             |
|---|------------|-------------------------------------------------------------|
| ① | 参加表明書の提出期限 | 令和 7 年 6 月 23 日 17 時 00 分まで                                 |
| ② | 指名通知の日     | 令和 7 年 7 月 3 日を予定する                                         |
| ③ | 入札説明書の交付期間 | 公示日から令和 7 年 7 月 28 日までの休日等を除く<br>毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。 |
| ④ | 技術提案書の提出期限 | 令和 7 年 7 月 14 日 17 時 00 分まで。                                |
| ⑤ | 入札書の提出期限   | 令和 7 年 7 月 28 日 17 時 00 分                                   |
| ⑥ | 開札の日時及び場所  | 開札は、令和 7 年 7 月 29 日 10 時 00 分<br>九州地方整備局佐伯河川国道事務所入札室にて行う。   |

(別添)

提出日 令和 年 月 日

## 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

### ① 情報取扱者名簿 (情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。(※1))

|                 |   | 氏名 | 住所<br>(※5) | 生年月日<br>(※5) | 所属部署 | 役職 |
|-----------------|---|----|------------|--------------|------|----|
| 情報管理責任者<br>(※2) | A |    |            |              |      |    |
| 情報取扱管理者<br>(※3) | B |    |            |              |      |    |
|                 | C |    |            |              |      |    |
| 業務従事者<br>(※4)   | D |    |            |              |      |    |
|                 | E |    |            |              |      |    |
| 再委託先            | F |    |            |              |      |    |

(※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

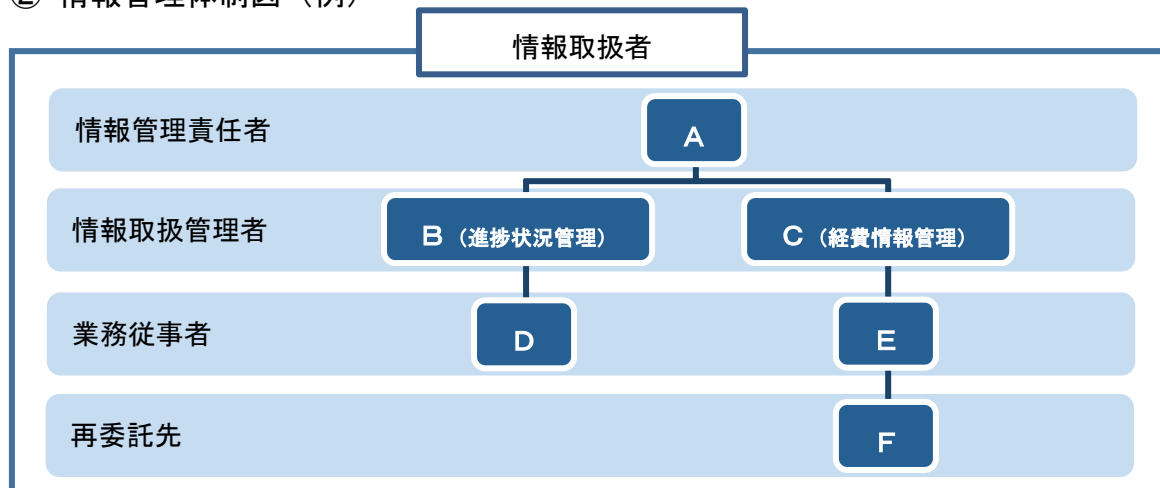
(※2) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※3) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部局の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。

### ② 情報管理体制図 (例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先も含む)。

### ③ その他

・ 社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等(写しを含む)で代用することができる。

・ 記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。